

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月28日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 包括外部監査 分

指摘事項	当初措置状況 (21年度)	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	平成24年度の措置状況	平成25年度の措置状況	担当課	
<p>監査対象 株式会社エムウェーブ 9 床材について (報告書40ページ)</p>	<p>現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。</p>	<p>市有施設での活用を検討したが利用が見込めないため、納入元に対して床材の活用方法の検討及び有償での引取りを求めるとともに、売却についても検討する。</p>	<p>市有施設での活用及び売却について検討を継続する。</p>	<p>(株)エムウェーブにおいて床材の活用方法を検討し、他施設への貸出等を試験的に行い、結果を踏まえて今後の運用を協議する。</p>	<p>納入元から他施設への貸出についての打診があったが、エムウェーブからの搬出、現地への搬入及び組立のコストがかかる等の理由により実現に至っていない。 引き続き活用方法及び売却についての検討を継続する。</p>	<p>観光振興課所管施設(信州新町ふれあい公園ゲートボール場)で一部(約1/2)活用(26年3月) 残分についても引き続き活用を検討中</p>	<p>観光振興課</p>
<p>監査対象 株式会社エムウェーブ 11 長期滞留棚卸資産について (報告書43ページ)</p>	<p>過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約1百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには、今後10年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。</p>	<p>棚卸資産は長野オリンピック関連商品やJOCライセンス商品などであり、来館者に販売を行い、暫時減少している。オリンピックメモリアル施設として販売による処分を継続する。</p>	<p>エムウェーブの長野オリンピック記念展示コーナーと売店への来館者は一定数あり、オリンピックメモリアル施設としての役割を果たしている。(株)エムウェーブでは販売方法の工夫を行い、活用に努めている。</p>	<p>エムウェーブで開催されるイベントや大会の際に長野オリンピック記念展示コーナー及び売店に立ち寄り、土産物・記念品として購入する客が一定数いることから、暫時減少している。 ライセンス契約が必要なためここでしか手に入らない商品が多いことから、引き続き販売方法を工夫しながら販売による処分を継続する。</p>	<p>エムウェーブで開催されるイベントや大会において、土産、記念品を求められる場合があり必要性は高いためなくすことはできない。 引き続き、イベントや大会に合わせて販売方法を工夫していく。 21年3月の約1,330万円から26年12月時点で約800万と確実に減少している。</p>	<p>観光振興課</p>	
<p>監査対象 社団法人長野市農業公社 2 監査の結果等 (4) 公社の契約事務の執行(報告書96ページ) ①公益法人会計システム</p>	<p>ア 契約規程違反 この契約は、はじめから相手先を特定した随意契約であった。公社契約規程第29条では、一定の金額以下の場合及び地方自治法施行令167条の2第1項2号から9号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 本契約は、金額が一定額を超えるため、前述の地方自治法施行令各号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 公社が作成した平成19年11月20日の伺い書によれば、相手先特定理由は、「市内で唯一公益法人会計システムの開発を行なっている」としているが、次の理由で、伺書に記載された理由が随意契約を認める理由とはならないと考えられる。 ・市内の業者に特定する理由が無い。 ・公益法人会計についてはパッケージもあり、わざわざ開発を行う業者に限定する必要がない。 農業公社は、今後の契約事務の執行にあたっては、上記のようなことがないよう十分留意する必要がある。</p>	<p>公益法人会計システムについては、保守管理・緊急時対応等リスク管理やシステムの内容等から、市内の業者と随意契約している。なお、指摘の業者の特定及びパッケージの使用については、次回の更新時に検討する。</p>	<p>継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。</p>	<p>継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。</p>	<p>継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。</p>	<p>新会計基準に適合した会計システム導入に併せ、指摘のあった契約を更新せず、他の会計ソフト導入を検討した。 会計ソフトの導入に際しては、包括監査で指摘された内容を鑑み、各種市販ソフトの中から、市内の類似する法人の導入状況や、導入実績を参考に選定した結果、平成25年11月より、市販のパッケージ会計ソフトを導入した。 契約先は、当該会計システムの長野県販売窓口が一者のみであるため、地方自治法第167条の2第1項2号の「その性質及び目的が競争入札に適さない」及び、公社契約規程第31条第1項2号の「契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき」に該当すると判断し、随意契約により契約した。</p>	<p>農業政策課</p>
<p>監査対象 社団法人長野市農業公社 2 監査の結果等 (4) 公社の契約事務の執行(報告書96ページ) ①公益法人会計システム</p>	<p>イ 価格の妥当性 公社契約規程第30条によれば、予定価格調書の作成が必要であり、また第31条によれば2社以上の見積書を徴すべきであった。第31条には、1者から見積書を徴することが出来る場合が列挙されている。このうち、「(2)契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき」に該当するか否かについては、アで述べた理由により該当しない。 公社は、価格の妥当性を検討しないまま本契約を締結したことになる。 今後、公益法人会計については、平成20年12月1日以降開始する事業年度から会計基準が変更されるため、開発による場合には、さらに追加費用が発生する可能性がある。 今後、現時の契約を継続するか、あるいはパッケージソフトを利用することに変更するか、公社として検討する必要がある。 なお、公益法人会計の市販のパッケージソフトは、機能にもよるが数十万円から存在する。</p>	<p>次回の更新時に予定価格調書、見積書の徴取など、市の契約規程に基づき改善する。 また、パッケージソフトの使用についても検討する。</p>	<p>継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度にシステムの一部変更を行う予定である。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。</p>	<p>継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度当初にシステムの一部変更を行った。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。</p>	<p>継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度当初にシステムの一部変更を行った。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。</p>	<p>市販のパッケージ会計ソフトを導入し、公社契約規程に基づき予定価格調書を作成して、妥当な金額で契約を実施した。</p>	<p>農業政策課</p>